

## 八戸市家具固定用工具等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の町内会等が実施する家具転倒防止措置の推進を図るため、市が所有する家具固定用工具等(以下「工具等」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを行う工具等)

第2条 貸出しを行う工具等は、別表のとおりとする。

(貸出しの範囲)

第3条 工具等の貸出しを受けることができる者は、町内会、連合町内会及び自主防災組織等を代表する者とする。

(貸出しの期間)

第4条 工具等の貸出しの期間は、1回の貸出しにつき貸出日を含めて引き続き7日以内とする。ただし、市長が、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの手続)

第5条 工具等の貸出しを受けようとする者は、家具固定用工具等貸出承認申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、工具等の貸出しを承認したときは、家具固定用工具等貸出台帳(別記様式第2号。以下「台帳」という。)に必要事項を記載するものとする。

3 前項の規定により工具等の貸出しを受けた者(以下「借用者」という。)は、家具固定用工具借受時の遵守事項(別記様式第3号。以下「遵守事項」という。)の内容を遵守しなければならない。

4 借用者は、工具等の借用期間を遵守し、返納しなければならない。

5 市長は、借用者から工具等を受け取る際に、台帳に必要事項を記載するものとする。

(工具等の運搬等)

第6条 貸出しを受ける工具等の引き取り、貸出しの期間中の工具等の維持及び修繕並びに貸出しを受けた工具等の返納は、借用者が行うものとする。ただし、緊急の場合等で、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出料等)

第7条 工具等の貸出料及び工具等の運搬を市が行うときの運搬料は、無料とする。

(借用者の遵守事項)

第8条 借用者は、工具等を使用するときは、市職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 工具等は、使用目的以外の用途には使用しないこと。
- (2) 工具等を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 工具等を貸出し期間の満了の日までに指定された場所に返納すること。

(貸出しの承認の取消し)

第9条 市長は、貸出しを行った工具等を市が緊急に使用する必要が生じたとき、又は借用者が前条の規定に違反したときは、工具等の貸出しの承認を取り消し、当該工具等を返納させることができる。

(貸出しの制限)

第10条 市長は、工具等の貸出しに当たって管理上支障があるときは、工具等の貸出しを制限することができる。

(損害の賠償)

第11条 借用者は、工具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他相当の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 工具等の使用により借用者が被った被害、借用者が第三者に与えた損害その他工具等の使用中に発生した事故等については、借用者の責めに帰するものとし、市は一切その責めを負わない。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。

別表（第2条関係）

| 種類                  |            |
|---------------------|------------|
| コードレス<br>インパクトドライバー | 本体         |
|                     | 予備バッテリー    |
|                     | 急速充電器      |
|                     | No.2プラスビット |
|                     | ビットセット     |
|                     | 収納ケース      |
| 下地探しどこ太             |            |
| 間柱センサー              |            |

別記

様式第1号（第5条関係）

家具固定用工具等貸出承認申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

団体名

代表者住所

申請者 代表者氏名 ㊟

電話番号

※署名の場合は捺印不要

次のとおり家具固定用工具等を借り受けたいので申請します。

借用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

使用目的：

| 種類                  |            | 数量 | 備考 |
|---------------------|------------|----|----|
| コードレス<br>インパクトドライバー | 本体         | 一式 |    |
|                     | 予備バッテリー    |    |    |
|                     | 急速充電器      |    |    |
|                     | No.2プラスビット |    |    |
|                     | ビットセット     |    |    |
|                     | 収納ケース      |    |    |
| 下地探しどこ太             |            | 1  |    |
| 間柱センサー              |            | 1  |    |

別記

様式第2号（第5条関係）

家具固定用工具等貸出台帳

|    | 借用責任者<br>(連絡先) | 使用目的<br>(使用場所) | 貸出日時     | 返納予定 | 返納日時     | 備 考 |
|----|----------------|----------------|----------|------|----------|-----|
| 1  |                |                | 月 日<br>時 | 月 日  | 月 日<br>時 |     |
| 2  |                |                |          |      |          |     |
| 3  |                |                |          |      |          |     |
| 4  |                |                |          |      |          |     |
| 5  |                |                |          |      |          |     |
| 6  |                |                |          |      |          |     |
| 7  |                |                |          |      |          |     |
| 8  |                |                |          |      |          |     |
| 9  |                |                |          |      |          |     |
| 10 |                |                |          |      |          |     |

別記

様式第3号（第5条関係）

家具固定用工具等借り受け時の遵守事項

年 月 日

様

八戸市長 小林 眞  
公印省略

年 月 日付けで承認申請のあった家具固定用工具等の貸出しについて、次の事項を遵守願います。

遵守事項

- ① 工具等は、市内で実施する家具転倒防止措置に使用すること。
- ② 工具等を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③ 工具等を 年 月 日までに、職員の確認を受けて市に返納すること。
- ④ 工具等を損傷等したときは、原状に回復又はその損害を賠償すること。
- ⑤ 市が緊急に使用する必要が生じたとき又は借用者が八戸市家具固定用工具等貸出要綱第8条の規定に違反したときは、工具等の貸出しの承認を取り消し、工具等を回収する。
- ⑥ その他、八戸市家具固定用工具等貸出要綱の規定を遵守すること。

特記事項